

協会単独助成対象車両導入にかかる助成金交付申請について

協会単独助成対象車両（ポスト新長期規制適合車・低燃費自動車・新長期規制適合車）導入にかかる助成金交付申請については、次ページ以降に示す「低公害車導入促進助成事業実施要領」並びに「低公害車導入促進助成金交付要綱」のとおりですが、以下の点にご留意のうえ申請して頂きますようお願いいたします。

申請～助成金交付までのフロー

申請書の提出（**会員** **協会**）

車両代金見積書を添付して下さい。

「助成金交付決定通知書」の送付（**協会** **会員**）

申請車両の新規登録（**会員**）

買取りの場合は、所有者・使用者とも会員事業者名義を原則とします。
リース契約の場合は、契約先リース会社の所有者名義で登録して下さい。
割賦契約・オートローン等については、助成金対象外となりますのでご注意ください。

実績報告書の提出（**会員** **協会**）

新規登録した車両の「自動車検査証の写」、買取りの場合は「領収書の写」、リース契約の場合は「リース契約書の写」をそれぞれ添付して下さい。

実績報告書を提出されないと助成金を交付できません。

助成金の交付（**協会** **会員**）

「買取り」・「リース契約」とも実績報告書に記載された**会員事業者の口座**に入金します。

（注） 申請書・車両代金見積書、 実績報告書は以下のページからダウンロードしてください

平成23年度 低公害車導入促進助成事業実施要領

平成23年 4月 1日
(社)滋賀県トラック協会

1. 助成対象車種

平成23年度に新たに導入した、CNG車(使用過程にあるディーゼルからの改造を含む)、ハイブリッド車、電気自動車(以上、国土交通省、全日本トラック協会と協調助成)及び新長期規制適合車、ポスト新長期規制適合車(以上、滋賀県トラック協会単独助成)とする。

2. 助成対象車両

車両総重量2.5トンを超える1.の対象車種で滋賀ナンバー事業用自動車とする。

3. 助成金額 (別表「低公害車導入促進助成金交付額一覧表」のとおり)

4. 予算額

- ・CNG及びハイブリッド車 13,350千円
- ・新長期、ポスト新長期車 920,000千円

5. 助成台数(予定)

- ・CNG及びハイブリッド車 33台 一会員事業者あたり5台を限度
(但し、HVのみとし、限度を超える台数については、別途助成額を減額し実施)
- ・新長期・ポスト新長期車 340台 一会員事業者あたり3台を限度

6. リースの取扱い

対象車種	利用できるリース会社
CNG車	運輸低公害車普及機構(LEVO)
ハイブリッド車	運輸低公害車普及機構(LEVO)・自動車リース事業者
新長期規車 ポスト新長期車	自動車リース事業者

割賦販売は助成対象外

7. 申請受付期間

CNG車・ハイブリッド車は 平成23年4月1日～平成24年1月31日

ただし、国(国交省)の補助金を受けられる方は、事前に補助金交付予定申請(4月1日～6月30日)を行う必要があります。この期間を過ぎますと、国(国交省)分の補助金は受けられなくなる可能性がありますので、当該車両の導入を検討されている方は、該当期間の早い時期に協会事務局までご相談下さい。また、期間内であっても予算に達した場合はその時点までとなります。

協会単独助成(ポスト長期車等)は 平成23年4月1日～平成24年2月29日
上記期間内であっても、予算に達した場合はその時点までとなります。

8. 要綱等 別添「低公害車導入促進助成金交付要綱」のとおり

9. 申請書類等

申請書類等は、協会事務局までご請求下さい。

(別表)

平成23年度 低公害車導入促進助成金交付額一覧表

平成23年4月1日現在

CNG車(新車)

(リース、買取り)

(単位:円)

価格差の1/6

最大積載量	価格差	国交省		全ト協	滋ト協	計
2tクラス	900,000	通常価格差の1/3	300,000	150,000	150,000	600,000
		小規模事業者価格差1/2	450,000	150,000	150,000	750,000
4tクラス	3,175,000	通常価格差の1/3	1,058,000	530,000	529,000	2,117,000
		小規模事業者価格差1/2	1,587,000	530,000	529,000	2,646,000

ハイブリッド車

(リース、買取り)

(単位:円)

価格差の1/8

最大積載量	価格差	国交省		全ト協	滋ト協	計
2tクラス	835,000	通常価格差の1/3	278,000	105,000	104,000	487,000
		小規模事業者価格差1/2	417,000	105,000	104,000	626,000
4tクラス	2,697,000	通常価格差の1/3	899,000	338,000	337,000	1,574,000
		小規模事業者価格差1/2	1,348,000	338,000	337,000	2,023,000

滋ト協助成で規定台数を超える台数については、1/10とする。

CNG車(使用過程車改造)

(単位:円)

定額助成

最大積載量	価格差	国交省		全ト協	滋ト協	計
2tクラス	900,000	改造費の1/3	300,000	100,000	100,000	500,000
4tクラス	3,175,000	改造費の1/3	1,058,000	100,000	100,000	1,258,000

小規模事業者の範囲は保有車両2000台未満の事業者とする。

地方自治体の補助がある場合、全ト協及び滋ト協のそれぞれの助成額から減額することができる。

大型車の定めのない車種の助成金交付額は、個別に判断する。

ポスト新長期規制適合車・新長期規制適合車(滋ト協単独助成)

(単位:円)

定額助成

最大積載量	ポスト新長期	新長期
2tクラス	150,000	75,000
4tクラス	200,000	150,000
10tクラス	400,000	-

低公害車導入促進助成金交付要綱

平成14年6月15日 制定
平成15年4月24日一部改正
平成15年9月4日一部改正
平成16年4月1日一部改正
平成17年4月1日一部改正
平成18年3月30日一部改正
平成19年4月1日一部改正
平成20年4月1日一部改正
平成21年4月1日一部改正
平成22年4月1日一部改正
平成23年4月1日一部改正
社団法人 滋賀県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、社団法人滋賀県トラック協会（以下「協会」という。）が貨物自動車運送事業の用に供する低公害車の普及を促進するため、全日本トラック協会の低公害車導入促進助成金交付要綱に基づき、協会会員（以下「会員」という）による低公害車の導入に対する助成金（以下「助成金」という。）の交付事業に関して必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

「低公害車」とは、貨物自動車運送事業の用に供する道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車であって、車両総重量2.5トン超の天然ガス自動車（使用過程にあるディーゼル車からの改造を含む）、ハイブリッド自動車、電気自動車、ポスト新長期規制適合車、低燃費自動車、及び新長期規制適合車をいう。

(低公害車に対する助成)

第3条 協会は、会員の低公害車導入に対し、国、地方公共団体、社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）等の公的な助成を積極的に活用するとともに、低公害車の導入に要する経費の一部を予算の範囲内で助成する。

ただし、国及び全ト協の助成対象車両は天然ガス自動車、ハイブリッド自動車（NOx値10%かつPM値50%の低減車両）及び電気自動車。また、協会単独助成対象車両は、ポスト新長期規制適合車、低燃費自動車、及び新長期規制適合車の導入に対する助成とする。

(助成金の交付額)

第4条 会員に対する助成金の交付額は別表に示すとおりとする。ただし、地方公共団体等による補助があるときは、助成額を変えることができる。

2 消費税は助成の対象外とする。

(車両の登録)

第5条 助成金交付の対象となる車両は、当該助成金の交付を申請する日の属する会計年度中に登録を完了するものでなければならない。ただし、国及び全ト協の助成対象車両は当該助成金の交付を申請する日の属する会計年度の3月15日までに登録を完了するものでなければならない。

2 前項の登録は初度登録でなければならない。（使用過程にあるディーゼル車からの改造天然ガス自動車を除く。）

(助成の申請)

第6条 会員は、助成金の交付を受けようとするときは、協会が事業年度毎に行う公募に対して、協会が定める「低公害車導入促進助成金交付申請書」(以下「申請書」という。)を協会に提出しなければならない。

(助成の決定)

第7条 協会は、会員から前条の申請書を受理した場合、導入計画等を検討し、助成金を交付すべきものと認めるときは、様式1による低公害車導入促進助成金交付決定通知書により会員に通知する。

2 協会は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(導入実績報告)

第8条 会員は、低公害車の導入完了後、速やかに様式2による低公害車導入促進助成金に係る実績報告書を協会に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第9条 協会は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正であることを確認したときは、リースによる導入の場合は、会員のリース契約の相手方に対して全リース期間分に相当する助成金を一括して、また購入による導入の場合は、会員に対して全ト協の助成金と合わせて助成金を交付する。

ただし、新長期規制適合車及びポスト新長期規制適合車導入に対する助成金は、リース契約、購入を問わず会員に対して交付する。

(申請の変更・取下げ)

第10条 助成金交付決定後、会員は、申請内容を変更するときは、様式3による低公害車導入促進助成金交付申請変更届出書を協会に提出しなければならない。

2 会員は申込みを辞退するとき、または事業の遂行が困難となったときは、速やかに様式4による低公害車導入促進助成金交付申請取下届出書を協会に提出し、その指示を受けなければならない。

(交付決定の取消しと助成金の返還)

第11条 会員は、関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって導入した車両を管理しなければならない。

2 会員又は助成金交付の対象となった車両が、次の各号のいずれかに該当するときは、協会は当該車両に係る助成金交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。但し、当該車両が初度登録の日から起算して法定耐用年数を経過したとき以降に発生したものについてはこの限りではない。

(1)助成金の交付の決定の内容もしくはこれに付した条件、その他法令もしくはこれに基づく処分に違反したとき。

(2)事故又は火災等により車両が使用できなくなったとき。

(3)差押え又は競売等により当該車両が使用できなくなったとき。

(4)会員が協会を退会したとき。

3 前項の場合において、当該取消し等にかかる助成金が、既に会員へ交付されているときは、協会は会員に対して期限を定めてその返還を求めることができる。

4 会員は、第2項に掲げる各号に該当する事実が明らかになった時点で、その内容を遅滞なく協会に報告しなければならない。

(財産処分の制限)

第12条 会員は、交付対象となった車両が初度登録の日から起算して法定耐用年数を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。但し、あらかじめ協会の承認を得た場合はこの限りではない。

(リース助成の返還)

第13条 リース契約の助成金を受けている会員が協会を退会したときは、協会はリースの残存期間に相当する助成金の返還を、会員のリース契約の相手方に求めるものとする。

(事業に係る報告等)

第14条 協会は、会員に対して必要に応じて報告を求め、または指導調査を行うことができる。

(その他必要な事項)

第15条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他必要な事項は関係者が協議して決定する。

(附則)平成14年6月15日

第1条 この要綱は平成14年6月15日から適用する。

(附則)平成15年4月24日

第1条 この要綱は平成15年4月1日から適用する。

第2条 改正前の要綱(平成14年6月15日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

(附則)平成15年9月4日

第1条 この要綱は平成15年9月4日から適用する。

第2条 改正前の要綱(平成15年4月24日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

(附則)平成16年4月1日

第1条 この要綱は平成16年4月1日から適用する。

第2条 改正前の要綱(平成15年9月4日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

(附則)平成17年3月24日

第1条 この要綱は平成17年4月1日から適用する。

第2条 改正前の要綱(平成16年4月1日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

(附則)平成18年3月30日

第1条 この要綱は平成18年4月1日から適用する。

第2条 改正前の要綱(平成17年4月1日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

(附則)平成19年4月1日

第1条 この要綱は平成19年4月1日から適用する。

第2条 改正前の要綱(平成18年3月30日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

(附則)平成20年4月1日

第1条 この要綱は平成20年4月1日から適用する。

第2条 改正前の要綱（平成19年4月1日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

（附則）平成21年4月1日

第1条 この要綱は平成21年4月1日から適用する。

第2条 改正前の要綱（平成20年4月1日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

（附則）平成22年4月1日

第1条 この要綱は平成22年4月1日から適用する。

第2条 改正前の要綱（平成21年4月1日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

（附則）平成23年4月1日

第1条 この要綱は平成23年4月1日から適用する。

第2条 改正前の要綱（平成22年4月1日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

低公害車導入促進助成金交付申請書

社団法人 滋賀県トラック協会 殿

(申請者)

住 所

名 称

代表者

印

(担当者)

(TEL)

低公害車導入促進助成金交付要綱第6条に基づき、助成金の交付について下記の通り申請します。

導 入 方 法		買取り ・ リース (リース期間：3年・4年・5年・その他(年))			
導 入 車 両	メーカ名				
	車名(通称名)				
	車両の型式	-	最大積載量 (減トン前) ____ . __ t	車種クラス 10t ・ 4t ・ 2t	
	車体の形状				
	台 数	台	登 録 予 定 日	平成 年 月 日	
	営 業 所 名				
	使用本拠の位置				

販 売 会 社	会社名・支店名				
	連 絡 先 所 在 地	〒 -	TEL :		
			FAX :		
	担 当 者 名				

リ ー ス 会 社	会 社 住 所	〒 -	TEL :		
			FAX :		
	会 社 名 称		代表者氏名		
	担 当 者 名		担当者連絡先	TEL :	FAX :

(添付書類) 協会所定の車両代金見積書

協会使用欄 (以下申請者は記入しないでください)

確認番号

助成金額 (助成金 × 台数) 円

車両代金見積書

平成 年 月 日

様
(様分)

(販売者)
住 所
会社名
代表者

印

車 名 (通称名) : _____
型 式 : _____
車両代金合計 : _____ 円
消費税 : _____ 円
総 額 : _____ 円

品 名	金 額 (税別)
1 . 車両本体価格 (シャーシ部分)	
値引き	
小 計	
2 . 車両本体価格 (架装部分)	
値引き	
小 計	
3 . 改造費 (通常車両価格との差額)	
値引き	
小 計	
車 両 代 金 合 計	

(注 1) リースの場合は、リース会社宛の見積書となります。

様式2 低公害車導入促進助成金に係る実績報告書（第8条関係）

平成 年 月 日

社団法人 滋賀県トラック協会 殿

住 所
氏名又は名称
代 表 者 名

印

低公害車導入促進助成金に係る実績報告書

低公害車導入促進助成金交付要綱第8条に基づき、下記のとおり実績報告致します。

記

1. 事業所の名称 _____

2. 対象車両

(1) 種別 ポスト新長期規制適合車

低燃費自動車

新長期規制適合車

該当するものに 印

(2) 台数 _____ 台

3. 確認番号等（協会から送付した「交付決定通知書」を参照）

確認番号			
車両登録日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
登録番号	滋賀	滋賀	滋賀
助成金額	円	円	円
導入方法	買取り・リース	買取り・リース	買取り・リース

4. 助成金振込先（会員事業者の口座を記入）

金融機関名		支店名	
口座番号	普通・当座		
口座名	(フリガナ)		

5. 添付書類 自動車検査証（写）

車両購入代金の領収証（写）〔買取りによる場合〕

リース契約書（写）〔リースによる場合〕